

定期報告をしなければならない特殊建築物(平成28年6月1日以降)

表1

用途	具体的な用途	規模	期間
学校	学校(幼稚園を除く)	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が2,000㎡をこえるもの	H28年度を始期として3年ごと
児童福祉施設等	(1)児童福祉施設等(入所施設があるものに限る) (2)共同住宅・寄宿舎(認知症高齢者グループホーム、障がい福祉サービス事業の用途に供するもの(共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。))	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が300㎡をこえるもの	H28年度を始期として3年ごと
	就寝用福祉施設(上記に該当するものを除く)※1	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	H28年度を始期として3年ごと
幼稚園・保育所	幼稚園・保育所	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が300㎡をこえるもの(平屋建てを除く)	H28年度を始期として3年ごと
体育館等	体育館(学校の用途に供する物を除く)・博物館・美術館・図書館・ポーリング場・スキー場・スケート場・水泳場又はスポーツの練習場	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が2,000㎡以上のもの	H29年度を始期として3年ごと
劇場等	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が200㎡を超えるもの ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの ④主階が1階にないもの(劇場・映画館・演芸場)	H29年度を始期として3年ごと
百貨店・マーケット等	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・公衆浴場(すべての施設)	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積が1,000㎡を超えるもの ④当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	H29年度を始期として3年ごと
飲食店等	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・待合・料理店・飲食店	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が300㎡を超えるもの ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	H29年度を始期として3年ごと
病院・ホテル等	病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ホテル・旅館	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が300㎡を超えるもの ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	H30年度を始期として3年ごと

※1 サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホーム、助産師説、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障がい者支援施設、福祉ホーム

定期報告をしなければならない建築設備等(平成28年6月1日以降)

表2

用途	具体的な用途	期間
昇降機 (一戸建て住宅等の個人住宅に設置したものを除く)	エレベーター(労働安全衛生法第41条第2項に基づく性能検査を受けたもの以外のものに限る。)	H28年度を始期として1年ごと
	エスカレーター	H28年度を始期として1年ごと
	小荷物用昇降機(フロアタイプに限る。)	H28年度を始期として1年ごと(注1)
準用工作物	観光用エレベーター・エスカレーター	H28年度を始期として1年ごと
	遊戯施設(ウォーターシュート、コースター、オクトパス、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔等)	H28年度を始期として1年ごと
防火設備	表1に該当する建築物に設けられる防火設備(随時閉鎖式のものに限る。(注2))	H28年度を始期として1年ごと(注1)
	以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備(随時閉鎖式のものに限る(注2)) ・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症グループホーム、障がい者グループホームに限る。) ・就寝用の児童福祉施設等(注3)	H28年度を始期として1年ごと

※注1 改正法施行時(平成28年6月1日)の際現に存するもの及び平成29年5月31日までに検査済証の交付を受けたものについては、最初の報告は平成31年3月31日までに行えばよい。

※注2 随時閉鎖式・・普段は閉まっているが火災時に発生する煙や熱を感知して閉鎖するもの。(建築物の外周部に設けられる防火設備及び防火ダンパーを除く。)

※注3 サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホーム、助産師説、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障がい者支援施設、福祉ホーム